

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途の状況

地方消費税交付金（社会保障財源化分）決算額 957,825千円

単位：千円

充当対象事業	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	充当額	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	1,930,953	1,151,990	0	74,118	98,670	606,175
	高齢者福祉事業	263,718	8,338	0	17,863	33,250	204,267
	児童福祉事業	4,754,163	1,901,540	0	305,074	356,627	2,190,922
	母子福祉事業	41,657	18,257	0	4,936	2,585	15,879
	生活保護扶助事業	1,224,424	878,020	0	14,081	46,521	285,802
	その他	92,914	10,976	0	3,112	11,035	67,791
	小計	8,307,829	3,969,121	0	419,184	548,688	3,370,836
社会保険	国民健康保険事業	522,000	264,090	0	0	36,104	221,806
	介護保険事業	892,092	234	0	0	124,850	767,008
	後期高齢者医療事業	1,137,700	167,843	0	0	135,769	834,088
	小計	2,551,792	432,167	0	0	296,723	1,822,902
保健衛生	高齢者医療事業	196,652	72,813	0	35,663	12,344	75,832
	疾病予防事業	274,672	25,680	0	1,260	34,680	213,052
	健康増進事業	381,736	7,846	0	15,171	50,216	308,503
	母子保健事業	78,424	16,979	0	412	8,544	52,489
	診療所運営事業	59,778	0	0	12,418	6,630	40,730
	小計	991,262	123,318	0	64,924	112,414	690,606
合計	11,850,883	4,524,606	0	484,108	957,825	5,884,344	

※ 消費税率が引き上げられたことによる増収分については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」とされており、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分し、充当しています。

※ 介護保険事業については、平成30年4月より保険者を東三河広域連合に統合したため、東三河広域連合への負担金等に充当しています。